



カンボジア関税消費税総局

関税消費税総局の 国境措置

知的財産権に関する司法シンポジウムフォローアップ・セミナー

2022年12月9日 オンライン会議



目次

1. カンボジア税関行政
2. カンボジアにおける知的財産体制
3. 知的財産法執行
4. 税関の役割
5. 国境における知的財産法の施行
6. 課題



1. カンボジア税関行政



カンボジア税関行政

- ❑ カンボジア関税消費税総局1951年に設置
- ❑ カンボジア関税消費税総局は経済財政省の傘下にある
- ❑ 関税消費税総局職員数は計1299名（2022年時点）
- ❑ 住所：プノンペン都 ドンペン区 プサートゥメイ1町
プレアノロドム通り6-8番
- ❑ Eメール：info-pru@customs.gov.kh
- ❑ ウェブサイト：http://www.customs.gov.kh/en_gb/



ビジョン及び使命

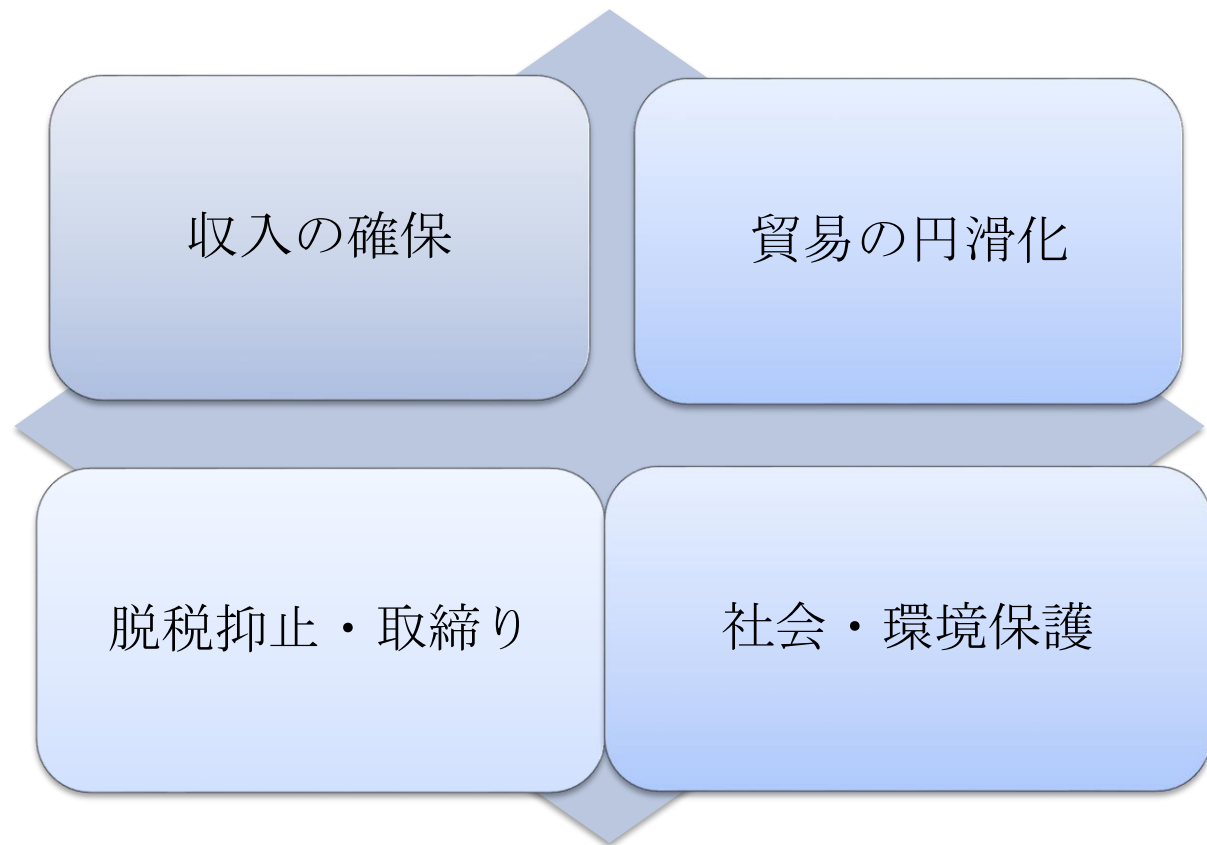
1. ビジョン

カンボジア関税消費税総局は、貿易円滑化を強化の上で経済発展活動に参加し、持続可能で効果的な社会保護に寄与するサービスを提供する一流の近代的な税関に発展するというビジョンを有している。



ビジョン及び使命

2. 使命：





GDCEの組織

本部

総局長

副局長

総務管理課

企画・業務
課

税関手続課

法務広報課

犯則取締・
抑止課

内国消費税
課

事務局

国際協力課

情報技術課

調査課

経済特区管理
課

輸出管理課

税関研修所

地方税関

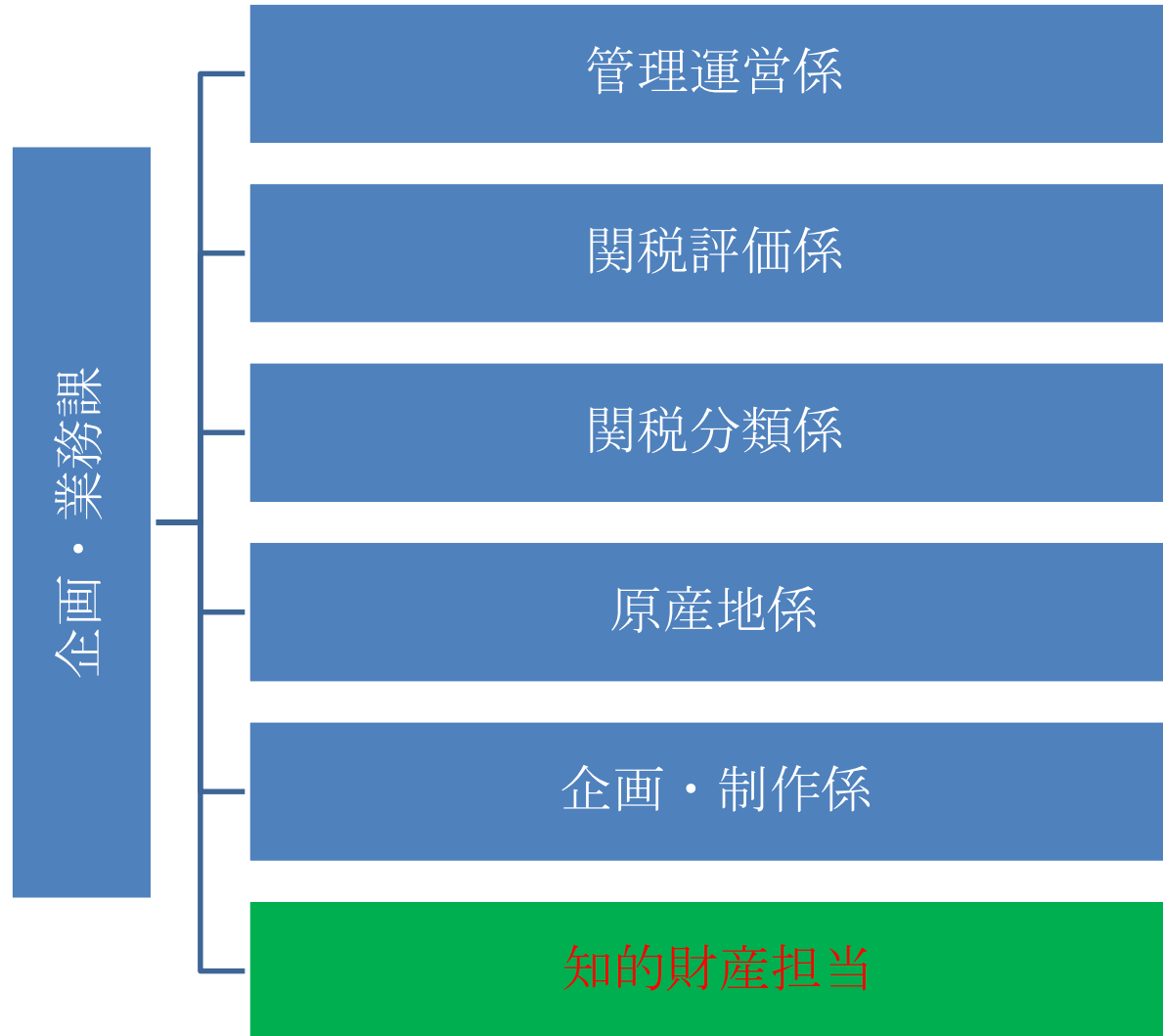
現地税関：海港、河川港、空港、ドライポート、
郵便局

州税関支署（24）

国境税関事務所



企画・業務課の組織



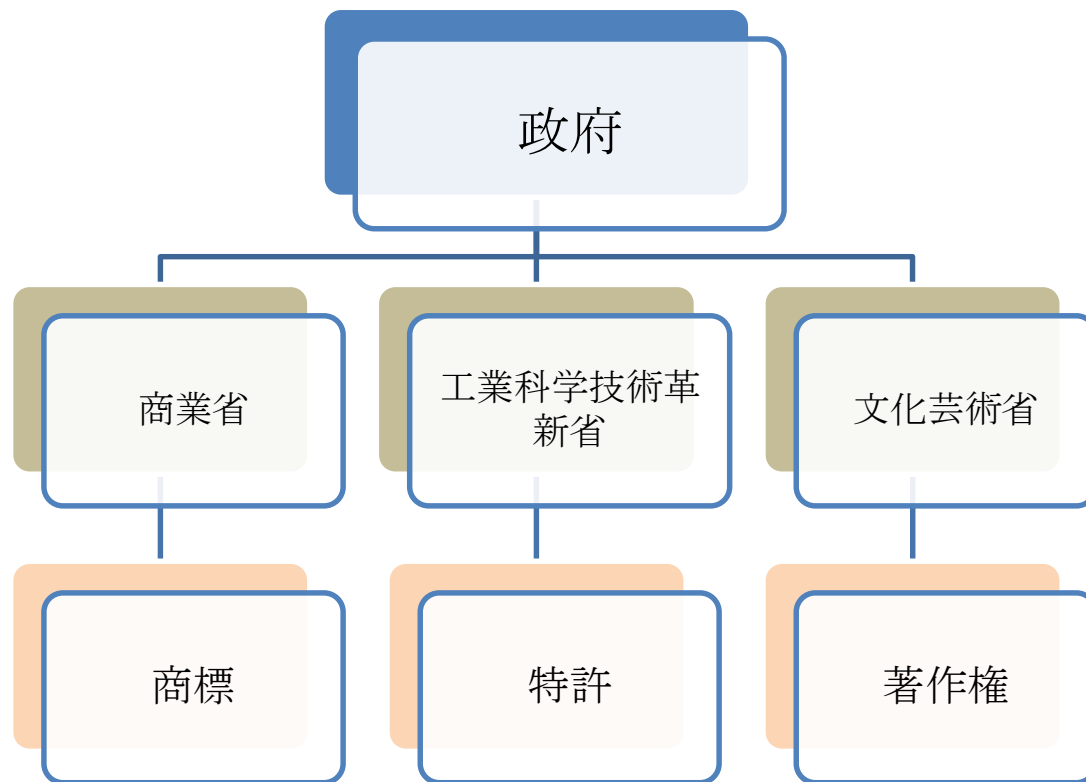


2. カンボジアにおける知的財産体制



カンボジアにおける知的財産体制

- 商業省：知的財産局及び国家知的財産権委員会の事務局
- 工業科学技術革新省：産業財産局
- 文化芸術省：著作権・著作隣接権局





3. 知的財産法執行



知的財産法執行

- カンボジア国は知的財産、特許及び商標の所有者保護法を制定
- 特許及び商標は登録が必要だが、著作権は任意に登録することができる
- カンボジア国では商標及び特許に「first-to-file」システムを使用



知的財産法執行

- 知的財産局
- 産業財産局
- 著作権・著作隣接権局

紛争解決のための調停

- 税関

国境措置

国内での法律執行

訴訟解決の仕組み

- 裁判所

- 反経済犯罪警察局
- 模倣品対策委員会
- 消費者保護・競争・不正防止総局



4. 税関の役割



税関の役割

- 国境管理措置は、商標所有者及び著作権者のための知的財産法施行のもう一つ的手段
- 税関は一定期間通関を停止する
- 裁判所の決定により、税関は知的財産権を侵害している商品を破壊するよう命令する権限を有する



税関の役割

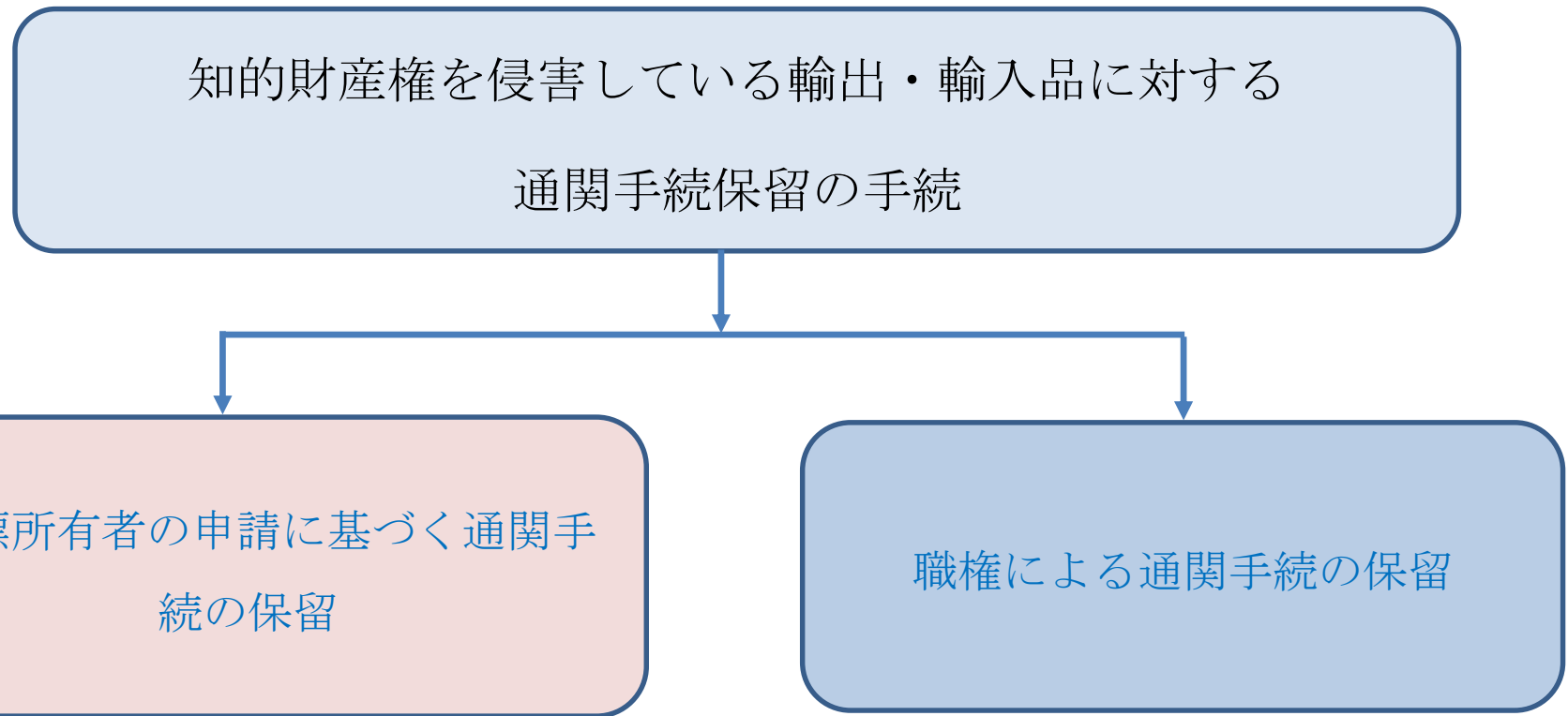
- 何らかの登録を行った商標所有者は、登録済み商標所有者であることを証明する書類と共に、侵害疑義物品の通関を停止するための申請書を、カンボジア関税消費税総局に提出することができる。
- カンボジア関税消費税総局は通関を停止する。



5. 国境における知的財産法の施行



国境における知的財産法の施行





国境における知的財産法の施行

1. 商標所有者の申請に基づく

適法に登録した知的財産の所有者又は適法な代理人は、カンボジア関税消費税総局により定められた書式に従って記入した申請書をカンボジア関税消費税総局に提出し、商品の商標、地理的表示及び著作権及び関連する権利に関して知的財産権を侵害していると疑われる商品の通関手続を暫定的に停止させることができる。



国境における知的財産法の施行

知的財産所有者又はその代理人は、カンボジア関税消費税総局の知的財産関連機関へ、以下の書類を添付して、この指示の附属書1に定められた書式に従った申請書を提出しなければならない。

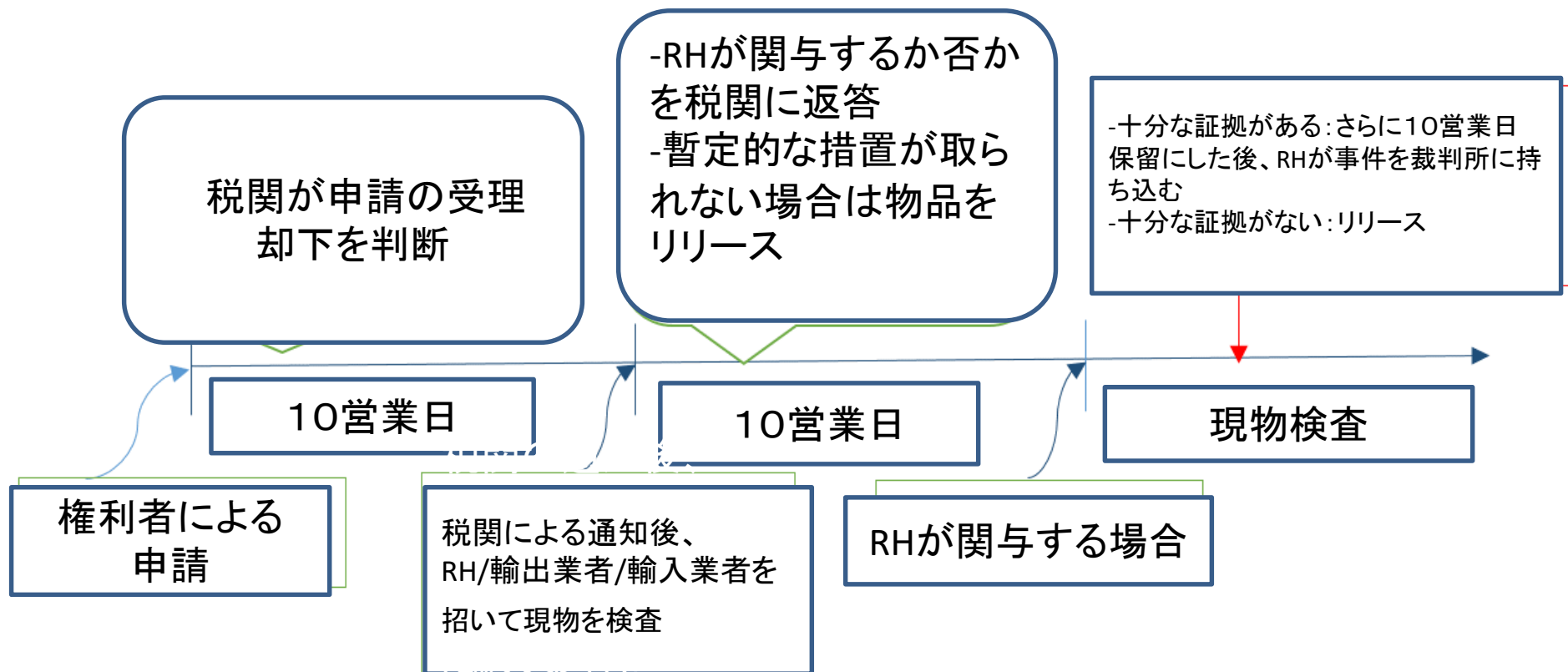
- ア. 商品の商標、地理的表示及び著作権及び関連する権利の登録証明書のコピー
- イ. 商標が使用された商品に関する詳細な説明書、及び要請された場合は、適法に登録された商品のサンプル
- ウ. それら商品が知的財産を侵害しているという具体的な根拠及び証拠を示す陳述書
- エ. 真正品及び模倣品の相違を判断できる特徴を示した書類
- オ. カンボジア国籍身分証明書又はパスポート等の身分証明書
- カ. 委任代理人によって申請書が提出された場合は、知的財産所有者の委任状



国境における知的財産法の施行

1. 商標所有者の申請に基づき

- 知的財産所有者又はその代理人は、1,000,000\$（百万リエル）の手数料を知的財産関連機関に支払わなければならない。





国境における知的財産法の施行

2. 職権に基づき



7営業日



税関は疑義商品を差止め

税関より情報提供
商品検査への参加要請

商標所有者は商品検査に参加

十分な証拠がある場合、
裁判所へ送致

十分な証拠がない場合、
通関手続継続

商標所有者が協力しない場合、
税関は通関手続を継続





国境における知的財産法の施行

- 上記10の規定に従い通関手続を保留した後、7(七)営業日以内に情報の提供は又は商品の確認を行うため、税関職員は商品所有者又はその代理人及び知的財産所有者又はその代理人に書面で通知しなければならない。
- 当該商品が知的財産権を侵害しているという十分な証拠がない場合は、現行の規定に従って通関手続は引き続き実施される。関係する管轄の関税消費税総局職員は、その活動が誠実に行われた場合、いかなる責任又は負担からも免除される。



国境における知的財産法の施行

- 当該商品が知的財産権を侵害しているという十分な証拠がある場合、カンボジア関税消費税総局は通関手続の保留を継続することができ、知的財産所有者又はその代理人は、10(十)営業日以内に、カンボジア関税消費税総局の規程に従って担保を供託し、紛争解決又は司法手続を開始しなければならない。
- 知的財産所有者又はその代理人が、紛争解決又は司法手続を開始しない場合、管轄の関税消費税総局職員は更なる法的措置をとらなければならない。



国境における知的財産法の施行

3. 担保

- 知的財産所有者又はその代理人は、知的財産関連機関が申請を受理して措置を講じる際に、商品所有者またはその代理人及び管轄当局に対して損害を保証するために、輸出・輸入商品の価値の30%に当たる担保を供託、又は生鮮品の場合は、具体的な状況に応じて追加の担保を供託しなければならない。
- 職権による場合、知的財産所有者又はその代理人は、訴訟手続を準備する際に担保を供託しなければならない。



6. 課題



課題

- ・ 知的財産権に対するコンプライアンス意識が依然低い
- ・ 知的財産記録システムがない
- ・ 商標所有者及び管轄当局間の協力関係の不足
- ・ 依然人材に限りがある
- ・ 商品識別情報の規定
- ・ 並行輸入品



ありがとうございました



カンボジア関税消費税総局ビル